

令和6年度 第3回瑞浪市文化財審議会 会議録

- 日 時：3月6日（木）10時00分から12時00分まで
- 場 所：美濃歌舞伎博物館 相生座、ミュージアム中仙道（2階会議室）
- 出席者：青木本吉、小木曾健夫、小栗幸江、小栗茂、小倉明人、澤井計宏、
三戸憲和、柴田明芳、渡邊敏博
事務局：水野課長、砂田係長、河野主査

- あいさつ
（内容は省略）

■審議事項

（1）美濃歌舞伎博物館 相生座の歴史及び文化遺産的な価値について

（美濃歌舞伎博物館 相生座を視察し、館長である小栗委員から相生座の構造や来歴について説明。その後、ミュージアム中仙道に移動して審議）

（小栗委員は退席し、以下の審議には不参加）

事務局：当市では令和6年4月に「瑞浪市歴史及び文化を活かした地域の魅力向上事業補助金交付要綱」を施行した。従来の指定文化財のみを対象とした補助制度に加え、未指定であっても観光振興または地域振興に資すると認められる場合は、保存修理等の事業に対して補助できる制度である。

本要綱の第4条では、未指定文化財の保存修理事業に補助を行う場合は、それが市にとって重要な歴史及び文化遺産か否かを、文化財審議会で判断することを必要条件としている。

今回、未指定文化財である相生座の保存修理事業について、本要綱の補助制度を利用できないか事務局に相談があり、令和7年度に申請が見込まれることから審議をお願いするものである。

従って、指定文化財に相応しいかという観点ではなく、市にとって重要な歴史及び文化遺産と認められるかという観点でご審議いただきたい。

会 長：それでは、視察した相生座について、市にとって重要な歴史及び文化遺産として認めることができるかを審議する。ご意見等があれば発言をお願いしたい。

委 員：相生座は他地域から移築復元された建物であり、市の文化財指定を審議する場合にはこの点が論点の一つになるが、今回の審議は観点が異なる。相生座は当市に由来するものではないが、長年地域で伝承され、市の民俗文化財にも指定されている地歌舞伎の伝承・公開の拠点となっている点に注目できる。この貴重な地歌舞伎を守り、伝承していくための拠点という役割を考えれば、市にとって重要な歴史及び文化遺産と認められる。

委 員：移築復元された建物とはいえ、建築してから130年、移築してからも概ね50年を経過しており、登録有形文化財の登録要件も満たしていると思わ

れる。このように文化財としての価値付けも可能と考えられ、かつ 50 年という期間を考えれば、十分に地に根付いた建物であると評価できる。

委員：地歌舞伎は、岐阜県及び瑞浪市が発信する地域の魅力の一つであり、相生座は後継者の育成や伝承事業を行う美濃歌舞伎保存会の拠点施設である。相生座を修理することで、今後も後継者育成や魅力発信の継続が見込まれることを考慮すると、市にとって重要な歴史及び文化遺産と認めることができる。

委員：公民館等と兼用している施設を除き、古くからの芝居小屋として機能しており、かつ公演ができる建物は近隣にいくつあるのか。

事務局：正確には把握していないが、村国座（各務原市）や明治座、常盤座（ともに中津川市）等が挙げられる。かつては市内にも各地に芝居舞台があり公演が行われていたが、現在では多くが取り壊された。市内で現存するのは、相生座の他に桜宮神社（土岐町桜堂）、津島神社（土岐町木ノ暮）、名滝稻荷神社（土岐町名滝）の 3 つの芝居舞台のみであるが、3 つとも公演は行っておらず、公演しているのは相生座のみである。

委員：そうであるならば、公演や伝承が継続されている相生座の歴史及び文化遺産としての重要性は高いと判断できる。今回は屋根の修繕を行うという事であるが、視察の際に床下の多くの部材が腐朽していることを確認できた。地歌舞伎の伝承・公演の拠点として、今後も適切に修理を行って長く後世に伝えるべき建物と考える。

委員：観光振興、地域振興という観点から述べると、美濃歌舞伎保存会では、これまでも相生座を拠点として、子ども向けの伝承教室や市内の学校への出前授業等を実施されている。また、化粧や着付け体験等はコロナ禍により中断しているようであるが、最近は新たな観光事業にも着手・協力している点を考慮すると、相生座の修理が観光振興ならびに地域振興に資すると判断できると考える。

会長：当市にとって重要な歴史及び文化遺産として認めることに前向きな意見が多数出されたため、相生座は補助対象要件を満たす、重要な歴史及び文化遺産に相応しいものと考えられるがいかがか。

【異議なしの声】

会長：それでは、本件は当市にとって重要な歴史及び文化遺産として認める。

（２）令和 7 年度文化財関連事業計画について

（退席していた小栗幸江委員も参加）

会長：続いて、令和 7 年度文化財関連事業計画について、事務局からの説明を求める。

（資料 1 を用いて、事務局から令和 7 年度事業について説明）

会長：只今事務局から説明があった。事業計画について、ご意見、ご質問があれば発言をお願いしたい。

委員：中山道の整備について、指定区域外であるが弁天池周辺で最近外国人の方がアヒル飼育を計画していると聞いており、悪臭の発生が危惧される。また、弁天池は外来種のスイレンの駆除に努め、在来種のスイレンの保護に取り組んだ経緯がある。今までの保護活動の経緯を知らない人の行動によって中山道の景観や環境の保存に影響がでないか、市としても注視してほしい。また、並木や一里塚に植えられていたであろう樹木の復元も含めて長期的な視点から街道沿いの自然や景観の保全に取り組んでほしい。

事務局：街道や一里塚の整備手法については、現在中山道整備基本計画策定懇談会において協議中である。とくに一里塚に植えられた樹木を復元する場合は、塚自体を掘削しなければならない課題がある。整備手法はすぐに結論が出る問題ばかりではなく、懇談会に参加する専門家の意見をふまえながら、長期的かつ適切に整備を進めていくのでご理解いただきたい。

委員：ヒトツバタゴ周辺樹木の伐採について、現地の状況から広範囲にわたって実施することになると思われるが、具体的な手法を伺いたい。

事務局：国指定の天然記念物であるため、実施前に文化庁の調査官に来訪していただき現地指導を受けるつもりである。先日岐阜県を通じて文化庁に調査官派遣の打診を行った際に、伐採の注意点として、「他の事例では、周辺木を除いた結果、防風の効果が弱まり天然記念物自体が強風にさらされるようになった」との情報提供があった。現地指導の際は、調査官だけでなく三戸委員等にも参加してもらい、広く意見等を伺いたい。

(3) 委員の任期及び委嘱状の交付について

(現在の任期が3月末日をもって終了すること、全員から継続の意思確認が取れたため令和7年度以降も同じメンバーで審議会を構成すること、令和7年度第1回の審議会で委嘱状の交付を行う旨を説明)

【散会】